

○ 行方市の健全化判断比率等をお知らせします

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が公布され、平成20年4月から施行されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

公表することとなるのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と資金不足比率です。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

平成20年度決算に基づき行方市の健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、下表のとおりとなり国の定めた早期健全化基準を下回り、本市の財政の健全性は、財政健全化法上問題ないこととなりました。

指 標		行方市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	13.27%	20.0%
	連結実質赤字比率	—	18.27%	40.0%
	実質公債費比率	16.3%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	144.7%	350.0%	

*実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字がないため「—（該当なし）」で表示。

*上記、実質赤字比率・連結実質赤字比率の基準値は、行方市の標準財政規模に対してのものであります。

指標	会 計 名	行方市	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	—	20.0%
	農業集落排水事業特別会計	—	
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	
	流域関連公共下水道事業特別会計	—	

*資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示。

【用語解説】

実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の過去3年平均
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模（料金収入等）に対する割合
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入されると見込まれる経常的一般財源の規模